

2017-5-16

# 論説



自衛のための戦争なら何でも許される、そう考えるのは誤りである。振り返れば、日本に限らず「自衛」の名を借りて、侵略戦争を引き起こしてきたからだ。

一九四六年六月、新憲法制定の帝国議会における吉田茂首相の答弁を振り返ってみよう。〈近年の戦争は多く自衛権の名において戦われたのであります。満州事変しかり、大東亜（太平洋）戦争しかりであります。今日わが国に対する疑惑は、日本は好戦国である。いっ再軍備をなして復讐戦をして世界の平和を脅かさないともわからないという点に、日本に対する大なる疑惑であり、また誤解であります〉

だから、九条を定め、この誤解を正さねばならぬという吉田の主張である。導き出されるのは、九条は自衛戦争も含めた一切の戦争と戦力を放棄したという、憲法の読み方である。

もともと主権国家である以上、自衛権をも否定するものではないと解されてきた。そして、政府は自衛のため必要最小限度の実力を保持することは憲法上認められるとしてきた。その実力組織こそが自衛隊だった。

学問の上では遠藤・合憲のやりとりは今も続くが、国民の生命や自由を守るための実力組織としての存在は、国民から支持を得ているのは間違いない。

ところが、安倍晋三政権下で他国を守る集約的自衛権の行使の問題が起きた。歴代の内閣法制局長官が「憲法改正をしないと無理だ」と述べたのに対して「内閣の閣議決定だけで押し通した。」憲法の破壊だ」と言が上がったほどだ。安全保障法制でも「過度の疑いが持たれている。

今までの個別的自衛権は自国を守るためであったし、自衛隊は「専守防衛」が任務であった。それなのに任務が、突然変更、してしまつた。他国や同盟国の艦隊などを守る任務は明らかに九条の枠内から逸脱している。歴代の法制局長官もそう指摘してきた。

安倍首相は九条一項、二項はそのまま残り、三項以降に自衛隊を書き込む改憲案を提唱している。もともと不意の侵入者に対する自衛権だったのではなかったか。もし米軍とともに他国まで出掛けていく自衛隊に要請していくのなら、九条の精神は死文化すると言わねばならない。

平和憲法を粗末にすれば、「自衛」の名を借りた、自衛戦争をまた引き起こす恐れが出てくる。

# 不戦が死文化しないか